



2024年2月27日

各位

会社名 株式会社ETSホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 加藤 慎章  
(コード番号 1789 東証スタンダード)  
問合せ先 経営管理部長 早川 潔  
電話番号 03-5957-7661

### 臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催 並びに定款一部変更、資本金の額の減少に関するお知らせ

この度、当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定、本臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたのでお知らせいたします。これらは、本日別途開示いたしました「単独株式移転による純粋持株会社体制への移行に関するお知らせ」にて公表いたしました株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）による持株会社（以下、「本持株会社」といいます。）の設立に伴うものであります。

#### 記

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、2024年5月24日開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、2024年3月31日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2024年3月31日
- (2) 公告日 2024年3月13日
- (3) 公告方法 電子公告

(当社のホームページ <https://ets-holdings.co.jp/> に掲載いたします。)

##### 2. 本臨時株主総会の日時・場所及び付議議案

###### (1) 本臨時株主総会の日時・場所

日時 2024年5月24日（金）午前10時【受付 午前9時30分 開始】  
場所 東京都新宿大久保二丁目8番3号  
東京都電設工業企業年金基金会館 2階 会議室

###### (2) 本臨時株主総会に付議する議案

- 第1号議案 単独株式移転による完全親会社設立の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 資本金の額の減少（減資）の件

### 3. 定款変更の目的、内容及び日程

#### (1) 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、現行定款第 12 条（基準日）において、定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において第 2 号議案が承認され、かつ 2024 年 10 月 1 日付で本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は、純粹持株会社のみとなりますので、多数の株主の存在を前提とする上記の定時株主総会の議決権の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。

そのため、定時株主総会における議決権の基準日制度を廃止することとし、現行定款第 12 条を削除するとともに、この変更に伴い、現行定款第 13 条以下の各条項を 1 条ずつ繰り上げるものです（かかる定款の一部変更を以下、「本定款変更」といいます。）。

なお、当該事項は、本臨時株主総会において第 1 号議案（単独株式移転による完全親会社設立の件）が承認されること、並びに 2024 年 9 月 30 日の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2024 年 9 月 30 日にその効力を生じるものといたします。

また、本株式移転及び本定款変更により、第 109 期当社定時株主総会において議決権を行使する株主は、純粹持株会社のみとなりますが、2024 年 9 月期（2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の当社の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第 42 条（本定款変更後の第 41 条）に従い、2024 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された当社株主または登録株式質権者の皆様に対し、当社からお支払いする予定であります。

なお、剰余金の配当額（期末配当額）につきましては、2024 年 2 月 14 日付「2024 年 9 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」にて公表しております。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです（現行定款のうち、変更のない条文は記載を省略しております）。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後定款案
第 1 条～第 11 条 （略）	第 1 条～第 11 条 （現行どおり）
<u>（基準日）</u>	
<u>第 12 条 本会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>	（削除）
<u>2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をも</u>	

<p>つて、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>第13条～第44条 (略)</p>	<p>第12条～第43条 (現行どおり)</p>
----------------------------------------------------------------------	--------------------------

(3) 定款変更の日程

2024年5月24日(予定)	本臨時株主総会
2024年9月30日(予定)	定款変更の効力発生日

4. 資本金の額の減少の目的、内容及び日程

(1) 資本金の額の減少の目的

本日付「単独株式移転による純粋持株会社体制への移行に関するお知らせ」でお知らせしておりますとおり、当社は、2024年10月1日付をもって、純粋持株会社の完全子会社となることを見込まれますので、その後の当社の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。ただし、当該事項は、本臨時株主総会において第1号議案（単独株式移転による完全親会社設立の件）が承認されること、並びに2024年9月30日の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2024年9月30日にその効力を生じるものといたします。

(2) 資本金の額の減少の額

①減少すべき資本金の額

2024年2月27日現在の資本金の額989,669,536円のうち、509,669,536円を減少させ、480,000,000円といたします。

②資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額509,669,536円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の日程

2024年5月24日(予定)	本臨時株主総会
2024年9月19日(予定)	債権者異議申述最終期日
2024年9月30日(予定)	資本金の額の減少の効力発生日

(4) 今後の見通し

資本金の額の減少は、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、本件が業績に与える影響は軽微であります。

以上